

別 記  
第一号様式（第五条）

年 月 日

資 産 等 報 告 書

千葉県議会議長 様

千葉県議会議員 \_\_\_\_\_

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m <sup>2</sup>	円	

注

- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。



### 3 建物

所	在	床面積	固定資産税の課税標準額	摘要
		m <sup>2</sup>	円	

注

- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

#### 4 預金・貯金

##### (1) 預金

預金の総額	円
-------	---

注 当座預金及び普通預金を除く。

##### (2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

注 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

種 類	銘 柄	株 数
株		株
券		

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

種 類	数 量

注 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種 類	数 量

注 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種 類	数 量

注 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量

注 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称	ゴルフ場の名称

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---



第二号様式（第六条）

年 月 日

資 産 等 補 充 報 告 書

千葉県議会議長 様

千葉県議会議員 \_\_\_\_\_

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m <sup>2</sup>	円	

注

- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 4 買替えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
	m <sup>2</sup>	

注

- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 3 買替えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

### 3 建物

所	在	床面積	固定資産税の課税標準額	摘要
		m <sup>2</sup>	円	

注

- 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 3 買替えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

#### 4 預金・貯金

##### (1) 預金

預金の総額	円
-------	---

注 当座預金及び普通預金を除く。

##### (2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

注 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

種 類	銘 柄	株 数
株		株
券		

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

種 類	数 量

注 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種 類	数 量

注 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種 類	数 量

注 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量

注 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴ ル フ 場 の 名 称	ゴ ル フ 場 の 名 称

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---



第三号様式(第八条)

年 月 日

所得等報告書

千葉県議会議長 様

千葉県議会議員

所得区分		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡雑所得		
	上場株式等の利子配当所得		
	先物取引の事業・譲渡雑所得		
山林所得			

受贈財産の課税価格 円

注 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

第四号様式（第九条）

年 月 日

関 連 会 社 等 報 告 書

千葉県議会議長 様

千葉県議会議員

会社その他の法人の名称	所 在 地	役員、顧問その他の職名

注

- 1 4月1日現在の名称等を記入する。
- 2 会社その他の法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。